

金融商品取引法の「特定投資家制度」における 「期限日」について

当社は、金融商品取引法上の「特定投資家制度」における「期限日」を以下の通り定めております。

「期限日」：毎年 10 月 31 日（休日である場合を含みます）

・ 特定投資家制度について

特定投資家制度とは、金融商品取引法に基づき、お客さまを「特定投資家（一定の要件を備えたお客さま）」と「一般投資家（特定投資家以外のお客さま）」に区分する制度です。当社が特定投資家の取扱いに関するお申出を承諾したお客さまとのお取引については、契約締結前交付書面の交付義務といった金融商品取引業者に対する一定の行為規制が適用除外となります。

・ 期限日について

① 「一般投資家」から「特定投資家」へ移行された場合

当社が「一般投資家」から「特定投資家」への移行に係る承認日以降、最初に迎える 10 月 31 日（休日である場合を含みます。）が期限日となります。

- ・ **継続を希望される場合**： 期限日までに更新のお手続きが必要です
- ・ **期限日を過ぎた場合**： 自動的に「一般投資家」の取扱いに戻ります
- ・ **再度「特定投資家」への移行を希望される場合**： 改めてのお申出が必要です。この場合、承認日から最初に迎える「期限日」までが有効期間となります

② 「特定投資家」から「一般投資家」へ移行された場合

この移行に期限はありません。お手続き後は、再度のお申し出がない限り継続して「一般投資家」として扱われます。